

水環境・土壌農薬部会小委員会及び専門委員会の見直しについて

1. 水環境・土壌農薬部会に設置されている小委員会・専門委員会

(1) 小委員会

- ・ 瀬戸内海環境保全小委員会
- ・ 土壌環境基準小委員会
- ・ 土壌制度小委員会
- ・ 農薬小委員会
- ・ バイオレメディエーション小委員会

(2) 専門委員会

- ・ 環境基準健康項目専門委員会
- ・ 陸域環境基準専門委員会
- ・ 排水規制等専門委員会
- ・ 水生生物保全環境基準専門委員会
- ・ 生活環境項目環境基準専門委員会
- ・ 底層溶存酸素量類型指定専門委員会
- ・ 土壌制度専門委員会

(建制順)

2. 小委員会・専門委員会の廃止について（案）

(1) 小委員会

・瀬戸内海環境保全小委員会

| | |
|----------------|--|
| 廃止理由 | 瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）に関する基本計画や法の施行状況等について調査審議するため、平成 25 年 4 月に設置された。令和 4 年 1 月まで計 28 回開催され、この間、平成 27 年度法改正の附帯決議を踏まえ、「きれいで豊かな海」の確保にむけた検討を進め、令和 2 年に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」(答申)、令和 3 年に「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」(意見具申) をとりまとめた。その後、令和 3 年度に法改正や法改正に伴う基本計画の変更が行われ、これにより審議に一区切りがつき、以降の開催実績はなし。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第 8 条 |
| 設置年月 | 平成 25 年 4 月 |
| 所掌事務 (設置理由) | 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する以下の事項について調査審議する。 (1)法第 3 条第 2 項（基本計画） (2)法第 13 条第 2 項（埋立て等についての基本的な方針） (3)その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置 |

・土壌制度小委員会

| | |
|----------------|--|
| 廃止理由 | 土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方について、必要な検討を行うために、平成 27 年 12 月に設置され平成 30 年 3 月までに 13 回開催し、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申案)」及び「今後の土壌汚染対策の在り方について(第二次答申案)」 をとりまとめた。これにより審議に一区切りがつき、以降の開催実績なし。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第 8 条 |
| 設置年月 | 平成 27 年 12 月 |
| 所掌事務 (設置理由) | 土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方について調査審議する。 |

(2) 専門委員会

・排水規制等専門委員会

| | |
|----------------|---|
| 廃止理由 | 排水基準の設定その他の排水規制及び地下浸透規制等の見直しにあたり、必要な専門的検討を行うために、平成 21 年 9 月に設置され、令和 4 年 1 月までに 32 回開催してきたが、当面、本委員会における専門的検討を必要とする議題が予定されないため。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第 9 条 |
| 設置年月 | 平成 21 年 9 月 |
| 所掌事務 (設置理由) | 排水基準の設定その他の排水規制及び地下浸透規制等に関する専門的事項を調査する。 |

・土壌制度専門委員会

| | |
|----------------|---|
| 廃止理由 | 土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂が行われた場合の土壌汚染対策法の運用等について、必要な検討を行うために、平成 25 年 10 月に設置され、令和元年 11 月までに 5 回開催し、「土壌の汚染に係る環境基準土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について」第 1 次から第 4 次にわたる報告をとりまとめた。これにより審議に一区切りがつき、以降の開催実績なし。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第 9 条 |
| 設置年月 | 平成 25 年 10 月 |
| 所掌事務 (設置理由) | 環境基本法の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂が行われた場合の、土壌汚染対策法の運用等について調査審議する。 |

3. 小委員会・専門委員会の再編について（案）

（1）人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会

| | |
|------------------|---|
| 再編理由 | 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）や、土壌の汚染に係る環境基準等の検討・設定にあたっては、公共用水域、地下水、土壌環境を横断的に調査審議できる機動的な会議体を設置することで、媒体横断的な環境管理の観点から、迅速かつ効果的な環境基準等の検討・設定を行うことが可能となるため。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課 環境省水・大気環境局水環境課地下水・地盤環境室 環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第8条 |
| 再編もとの小委員会及び専門委員会 | 土壌環境基準小委員会 環境基準健康項目専門委員会 |
| 所掌事務（設置理由） | 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。 |

（2）生活環境の保全に関する水環境基準小委員会

| | |
|------------------|---|
| 再編理由 | 生活環境の保全に関する環境基準等の検討・設定にあたっては、水質汚濁の指標、底層溶存酸素量、水生生物の保全を横断的に調査審議できる機動的な会議体を設置することで、総合的な水質汚濁対策及び水環境の管理の観点から、迅速かつ効果的な環境基準等の検討・設定を行うことが可能となるため。 |
| 主管省庁及び庶務担当部局課室 | 環境省水・大気環境局水環境課 |
| 根拠法令 | 中央環境審議会議事運営規則第8条 |
| 再編もとの小委員会及び専門委員会 | 陸域環境基準専門委員会 水生生物保全環境基準専門委員会 生活環境項目環境基準専門委員会 底層溶存酸素量類型指定専門委員会 |
| 所掌事務（設置理由） | 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る水質環境基準に関する事項を含む）の設定、改訂及び水域類型の指定等に関する専門的事項について調査審議する。 |